

○ 檜原市総合プール重大事故調査会議設置規程

平成29年6月13日訓令甲第15号の2
改正

平成29年7月27日訓令甲第19号

平成30年3月6日訓令甲第8号

令和2年3月31日訓令甲第39号

令和2年10月23日訓令甲第57号

令和3年6月8日訓令甲第20号

令和3年8月4日訓令甲第28号

令和4年3月31日訓令甲第16号

(設置)

第1条 檜原市総合プールにおいて発生した重大事故に関して、事故の原因究明並びに再発防止に向けた調査及び検討を行うため、檜原市総合プール重大事故調査会議（以下「事故調査会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 事故調査会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 事故の原因及び発生状況の調査及び検証に関すること。
- (2) 事故の再発防止に関すること。
- (3) その他事故調査会議が必要と認めること。

(組織)

第3条 事故調査会議は、次に掲げる者により組織する。

- (1) 副市長
- (2) 倫理統制監
- (3) こども・健康スポーツ部長
- (4) 総務部副部長（危機管理課担当）
- (5) 教育総務課長
- (6) その他市長が必要と認める者

2 会議に委員長を置き、副市長をもって充てる。

3 委員長は、会議を代表し、会務を総理する。

4 委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、第1項第2号に掲げる者がその職務を代理する。

(会議)

第4条 事故調査会議の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第5条 事故調査会議の庶務は、スポーツ推進課において処理する。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、事故調査会議の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規程は、令達の日から実施する。

附 則（平成29年7月27日訓令甲第19号）

この規程は、令達の日から実施する。

附 則（平成30年3月6日訓令甲第8号）

この規程は、令達の日から実施する。

附 則（令和2年3月31日訓令甲第39号）

この規程は、令和2年4月1日から実施する。

附 則（令和2年10月23日訓令甲第57号）

この規程は、令達の日から実施する。

附 則（令和3年6月8日訓令甲第20号）

この規程は、令達の日から実施する。

附 則（令和3年8月4日訓令甲第28号）

この規程は、令達の日から実施する。

附 則（令和4年3月31日訓令甲第16号抄）

1 この規程は、令和4年4月1日から実施する。